

確 約 書

合同会社TKコーポレーション（以下「甲」という。）及びリネットジャパングループ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年9月6日割当予定の乙株式816,300株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年9月6日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024年9月6日

甲 （住 所）東京都中央区日本橋二丁目1番3号
（氏 名）合同会社TKコーポレーション
（代表者名）代表社員 黒田 武志



乙 （住 所）愛知県大府市柊山町三丁目33番地
（名 称）リネットジャパングループ株式会社
（代表者名）代表取締役社長 グループCEO 黒田 武志



確 約 書

株式会社Mコーポレーション（以下「甲」という。）及びリネットジャパングループ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2024年9月6日割当予定の乙株式612,200株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2024年9月6日から2年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024年9月6日

甲 （住 所） 岐阜県岐阜市西鶉一丁目31番地 ZOAビル4F-A
（氏 名） 株式会社Mコーポレーション
（代表者名） 代表取締役 松下 剛



乙 （住 所） 愛知県大府市柊山町三丁目33番地
（名 称） リネットジャパングループ株式会社
（代表者名） 代表取締役社長 グループCEO 黒田 武志



確 約 書

株式会社新東通信（以下「甲」という。）及びリネットジャパングループ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 9 月 6 日割当予定の乙株式 408,100 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2024 年 9 月 6 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024 年 9 月 6 日

甲 （住 所）愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 16 番 29 号
（氏 名）株式会社新東通信
（代表者名）代表取締役会長 谷 喜久郎



乙 （住 所）愛知県大府市柊山町三丁目 33 番地
（名 称）リネットジャパングループ株式会社
（代表者名）代表取締役社長 グループ CEO 黒田 武志



確 約 書

ステッチ株式会社（以下「甲」という。）及びリネットジャパングループ株式会社（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 9 月 6 日割当予定の乙株式 204,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2024 年 9 月 6 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024 年 9 月 6 日

甲 （住 所）東京都千代田区内神田二丁目 5 番 5 号ラウンドクロス大手町北 7 階
（氏 名）ステッチ株式会社
（代表者名）代表取締役 上田 新吾



乙 （住 所）愛知県大府市柁山町三丁目 33 番地
（名 称）リネットジャパングループ株式会社
（代表者名）代表取締役社長 グループ CEO 黒田 武志

